

令和 4 年度第 2 回松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日時：令和 5 年 2 月 20 日（月） 13：30～

場所：くにびきメッセ 国際会議場

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

本日はお忙しい中、皆様お出かけいただきまして、ありがとうございます。ただいまより令和 4 年度第 2 回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。

私は本日の進行を務めます原子力安全対策課長の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は公開により行います。また、本日の議事録は、後日ホームページ等で公開いたしますので、ご了承をお願いいたします。

なお、傍聴の皆様には、あらかじめ配付しております留意事項につきまして、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議時間につきましては、14 時 30 分を目途に閉会とさせていただきますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、質問につきましては、簡潔かつ手短にお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本協議会会長であります上定市長がご挨拶を申し上げます。

○上定会長

みなさん、こんにちは。本日は皆様大変ご多忙のところ、本年度 2 回目となります松江市原子力発電所環境安全対策協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、中国電力株式会社並びに事務局より、それぞれご説明をさせていただきます。2 つの議題を用意させていただいております。

1 つ目の議題が、島根原子力発電所の取り組み状況についてということでございまして、現在、原子力規制委員会で審査をされております島根 2 号機の新規制基準への適合性審査につきまして、現在、基本方針を踏まえた施設の詳細設計についての審査が行われているという状況でございます。

また、島根 3 号機につきましても、去年の 6 月 29 日に島根 2 号機の審査結果を踏まえた申請書の補正が原子力規制委員会に提出をされておりまして、審査が再開されているという状況でございます。この島根 2 号機の現在の状況等も含めます発電所全体の状況について、中国電力株式会社よりご説明をいただくという予定になっております。

2 つ目の議題が、原子力防災訓練の結果でございます。昨年 11 月 7 日と 12 日に、2 日間にわたりまして 2 県 6 市の合同訓練として実施をさせていただきました。その際には、令和元年以来となる広域的な避難訓練を実施しまして、また、初めての自家用車での訓練も実施しております。この訓練の模様・結果につきまして、今回ご報告をさせていただくというものとなります。

委員の皆様には、ぜひとも忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

続きまして、本日の議事の進め方について、事務局より説明いたします。

○事務局 玉木安全対策係長

本日の議事は、会議次第にありますように、議題（1）島根原子力発電所の取り組み状況について。議題（2）令和 4 年度原子力防災訓練の結果について。議題（3）その他でございます。

はじめに、議題（1）について中国電力株式会社よりご説明をいただいたあと、質疑を行い、次に議題（2）について事務局より説明し、再度質疑いたします。なお、会議時間内にご質問ができなかった方がおられましたら、お手元の質問書でご質問いただければ、後日ご回答をさせていただきます。

それでは、ここで本日説明にお越しいただいた方をご紹介します。中国電力株式会社島根原子力本部、北野本部長でございます。

○中国電力 北野本部長

北野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 玉木安全対策係長

同じく、長谷川副本部長でございます。

○中国電力 長谷川副本部長

長谷川でございます。よろしくお願いします。

○事務局 玉木安全対策係長

島根原子力発電所、岩崎所長でございます。

○中国電力 岩崎所長

岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 玉木安全対策係長

以上でございます。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

それでは、早速議事に入らせていただきます。協議会設置要綱の規定に基づき、議長は会長である市長にお願いいたします。

○上定会長

それでは、議題（１）島根原子力発電所の取り組み状況について、中国電力株式会社から説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中国電力 北野本部長

中国電力の北野でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

松江市原子力発電所環境安全対策協議会の皆様には、平素から当社事業へのご理解とご高配を賜っております。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、本日は貴重なお時間をいただき、このような説明の場をいただきましたことにも、重ねて御礼を申し上げます。

まず、はじめに２号機につきましては、昨年１２月２３日に原子炉設置変更許可を踏

まえた工事計画認可に係る 7 回目の補正を提出しております。設備の詳細設計に関する耐震計算書、あるいは強度計算書等を一通り取りまとめ、すべて提出したわけでございます。これにより一通りの提出が終わりましたけれども、今後、再稼働に向けては、この工事計画認可申請の対応だけではなく、先月末に提出いたしました設備の運用を司る保安規定の認可、こちらにつきましても適切に対応して、遅滞なく対応してまいりたいというように考えております。

また、3 号機も含めた私どもの安全対策に対する取り組み状況につきましても、しっかりとご説明してまいりたいというように考えております。

このような中、既にご承知とは思いますが、本年 4 月からの電気料金の見直しにつきまして、当社は昨年 11 月 25 日に、経済産業大臣に対して低圧の規制料金の値上げの認可申請を行いました。幅広い分野で物価高騰が相次ぐ中、誠に心苦しいところではありますけれども、低圧の規制料金では、約 3 割の値上げ申請になるものでございます。安定的な電気の供給のためには、大変申し訳ございませんが、苦渋の決断であり、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願いします。

そして一方、昨年 12 月以降、公正取引委員会からカルテルに関するご指摘、あるいは電力・ガス取引監視等委員会からは、お客様の情報の閲覧についても報告の聴取などを受けておる事案も発生してございます。この件につきましては、この場を借りまして、お詫びを申し上げます。誠にご心配をおかけして、申し訳ありませんでした。

最後になりますが、当社の事業、とりわけ島根原子力発電所の運営は、地域の皆様からの信頼があってこそ成り立つということを再度肝に銘じまして、今後とも皆様に私どもの取り組みをしっかりとご説明してまいりますので、引き続き皆様のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は島根原子力発電所の状況につきまして、島根原子力本部副本部長の長谷川のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○中国電力 長谷川副本部長

それでは、資料 1 のご説明をしたいと思います。

3 ページ目をご覧ください。ご承知の 3 基の発電所がございますけれども、左下のほうをちょっと見ていただきますと、実は現在、構内には 3,470 名働いております。昨年からはば 500 名増えております。まだまだかなり工事が残ってございますので、

現状こういった体制で安全最優先の工事を進めてございます。

4 ページ目、こちらをご承知のことかと思えます。1 号機は廃止措置・廃炉工事を進めてございます。2 号・3 号機は、先ほど市長からもお話がございましたので、この後、現在の審査状況等についてご説明をいたします。

○上定会長

長谷川副本部長、よろしければお座りください。

○中国電力 長谷川副本部長

ありがとうございます。失礼します。

それでは、6 ページ目。こちらみなさんには幾度かご説明をした新規制基準の概要でございます。この絵で言いますと、左が従来の福島。従来と言いましても、もう 10 年以上経ちましたけれども、福島以前の規制でございます。そして、右半分が新規制でございます。特に上乗せをされたところ、色が変わっております。黄色・茶色で書いてございますけれども、従前は炉心損傷、いわゆる福島で現実起きました燃料が溶けるというような非常に重たい事故事案、これは規制対象外でございました。

そして、放出されたあとの対応、こちらについても新しい規制が取り込まれてございます。とりわけ昨今、非常に時勢的にもご心配かと思えますけれども、テロ行為、こういったものも規制の中に織り込まれてございます。

7 ページ目。この規制体系を横に並べたものでございます。従来から原子力の規制というのは多重防護、幾層にも安全を担保していくという考え方に基づいてつくられておりますけれども、特に第 4 層・第 5 層、この辺りが今回は明確に規制の対象になったというようにお考えください。

8 ページ目をご覧ください。現在の審査状況を含めて、こちらでご説明をします。従前から申し上げておりますけれども、原子力発電所を動かすためには、①・②・③、この 3 つの審査に合格する必要があります。一番大きな柱、安全の根本的な考え方、当社の姿勢、そういったものをご確認いただきます原子炉設置変更許可。これが 7 年半に及ぶ審査で、一昨年の 9 月に合格をしたわけでございます。

安全協定上は、こちら合格いただきますと、事前了解の対象になっておりますので、昨年、松江市のみなさんにも手続きをしていただいたところでございます。

現在進んでおりますのが、②の設工認審査でございます。これは①を具体的に設備、そういったものにどのような設備をつくっていくか、非常に細かい審査になってまいります。中ほどより右のほうに島根 2 号機の矢印が付いてございますので、当社としては、ほぼこの②も終盤に差ししかかっているのかなというように考えてございます。

現状、審査会合といわれるものが 6 回、ヒアリングにいたりましては既に 400 回、毎日のように行われてございます。

そして、③保安規定。これも先般、補正書を出しましたけれども、これはむしろ②が設備、ハードに対して、むしろソフト、我々がどのように日々、あるいは事故時に動いていくのか、こういったものを定めたマニュアルのようなものでございます。

この①・②・③すべてが揃いまして、初めて再稼働。そして、特に②の右端をご覧いただけますでしょうか。設工認が認可をいただきますと使用前事業者検査。具体的に機器の性能を確認しながら、最終的には燃料を原子炉に装荷といいますけれども、入れまして、核反応・試運転に入っていくと、こういう工程を予定してございます。

10 ページ目をご覧ください。まずは 2 号機の現状についてご説明をいたします。設工認というように私申しましたけれども、実は 4 番目の丸をご覧いただけますでしょうか。工事計画認可、これが正式名称でございまして、これが今、私は最新値を言いましたけれども、400 回のヒアリング、6 回の審査会合を受けているところでございます。

11 ページ目から具体的な設工認の審査状況をご説明してまいりたいと思います。設工認とは、そもそも原子力規制委員会が定めます技術基準。細かく色々な要件が定まっておりますので、そのとおりの設備がつけられるのかどうかを審査いただくものでございます。

これに伴いまして、実はご覧のように 7 回の補正書なるものを提出しております。これは実際は修正版でございまして、審査が進むにつれて色々見直し、あるいは新たな記載などが生じますので、それを常々追加していくものでございまして、多い場合は 1 万ページ弱に及ぶ書類を提出してございます。

12 ページ目、工事計画認可申請の補正書の内訳でございます。下の表を見ていただきますと、ご覧のように左側には設備が記載してございまして、それぞれ本文と添付書類、こういった構成になっております。

特に添付書類、耐震計算書・強度計算書、こういったものが非常に膨大な物量を占

めてございます。したがって、この設工認審査というのは、どちらかというと力仕事のところがございまして、とにかく計算書を策定してチェックをしていただくと、こういう作業を日々繰り返しているところでございます。

一方、まだ構内では工事も進んでございますので、典型的な工事3件をこれからご説明したいと思います。

13 ページ目をご覧ください。原子炉建物のブローアウトパネルの閉止装置の工事でございます。そもそもブローアウトパネルとは何をする装置かといいますと、例えば原子炉が損傷しまして、高圧の蒸気が原子炉建物などに充満いたしますと、建物を壊す恐れがございます。一定の内圧になりますと、自動的に開放して圧を逃がす装置、これが従来の装置でございます。

ところが、今回の規制では、「一度開いたパネルを再度閉じなさい」と、こういう規制要求がございます。理由は、開いた状態で仮に放射性物質、事故時ですから、放射性物質が逆に建物の中に入り込んでまいりますと、中央制御室の私どもの運転員の被ばくが担保できない恐れがございます。したがって、今は一度開いたあと、右の図にございますけれども、再び閉じる装置を設置しているところでございます。

14 ページ目は、津波対策の防波壁の補強工事でございます。審査の最終盤におきまして、「大きな津波がきたときに航行中の船舶が漂流しないか」と、こういう指摘がございました。

調べましたところ、可能性として 19t のいか釣り船、これが万が一漂流状態になりまして、津波に乗ってこの防波壁に激突いたしますと、防波壁を損傷する恐れがあることが分かりました。そのため、その激突に備えて現在緩衝、つまり激突の力を和らげる装置を追加で設置してございます。

15 ページ目、土石流対策でございます。この写真だけではちょっと分かりにくいので、一度 3 ページ目に戻っていただけますでしょうか。

3 ページ目、敷地の鳥瞰図がございますけれども、左の端に緊急時対策所というのがございまして、そこからずっと海のほうへ道が走っているのがお分かりいただけますでしょうか。発電所にお出でになった方は、松江寄りの入り口から入りますと、私どもの事務所のほうに下りの坂があるのをご承知かと思います。実は、ここに土石流が発生する可能性がある、という知見がございます。

土石流が発生いたしますと、緊急時対策所から道を塞がれて、2 号機の現場のほう

に行けなくなってしまうと、こういう懸念がございます。そのため、15 ページ目にお戻りください。現在、この道の下にトンネルを掘りまして、仮に道の上を土石流が塞いだとしても、緊急時対策所から 2 号機現地のほうへトンネルを通って行けるようにする、こういう工事をしております。

続いて 16 ページ目、保安規定変更認可申請でございます。保安規定というのは、先ほど申しましたように、運転マニュアルのようなものでございますけれども、2013 年 12 月以降、色々ご指摘がございましたので、そういったものを反映した補正書を先般、1 月 31 日に提出しております。下から 2 行目に「新たに」と書いてございますけれども、すべて内容はこれまでの審査の反映版でございます。

17 ページ目、使用前事業者検査。設工認が終わりまして、いよいよ稼働前の検査に移ってまいりますけれども、何をするかというと、下の丸 2 つをご覧ください。設置しました機器の構造・強度及び漏えいに係る検査、あるいは機能及び性能に係る検査ということでございます。

制度が変わりまして、一元的には事業者、私どもが検査の責任主体でございますけれども、検査内容は国のほうの確認を逐次いただくことになってございます。

それでは、3 号機のほうを少しご説明したいと思います。21 ページ目をご覧ください。私どもの会社、今、2 号機の審査のほうに職員含めて全力を傾注してございまして、その傍ら、可能なところで今 3 号機の審査をしていただいているところでございます。

どういった審査をしていただいたかといいますと、22 ページ目、いわゆる発電所の地盤に関する、例えば宍道断層の長さが 2 号の審査で決定いたしまして、基準地震動も変更になりました。

あるいは、23 ページ目をご覧ください。津波の高さも申請時より 11.9m まで上がりました。火山灰・竜巻、こういった確定した反映事項を 3 号機のほう、審査書に補正をいたしまして確認をいただいております。

そして、現在唯一審査を進めておりますのが、24 ページ目から 25 ページ目でございます。3 号機は、核燃料の周りを囲みますチャンネルボックスという治具がございますけれども、耐震性を上げるために、少しチャンネルボックスの厚みを上げたものを使います。そうしますと、原子炉の挙動等を解析する計算コード、これが変更になりますので、現在、こちらについてのみ審査を受けております。

こういった要因は、2号の設工認とは別なメンバーが対応できますので、現在、並行して3号はチャンネルボックスの審査のみを進めていただいているところでございます。

駆け足のご説明になりましたけれども、引き続き委員の皆様のご指導をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○上定会長

ありがとうございました。

それでは、中国電力から説明のありました議題（1）につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、挙手にてお願いいたします。

それでは青山委員、お願いします。

○青山委員

座ったままで失礼いたします。意図的な航空機対策とテロ対策について伺います。

原子炉の頭頂部は、構造上ぜい弱にできておりますから、中距離ミサイルで簡単に破壊されてしまいます。昨今のテロ対策、一昨日も北朝鮮の大陸間弾道弾が北海道の海上に着弾いたしました。

ちょっと古い話になりますが、アメリカのマンハッタンの航空機事故なのか、テロなのか真相は謎ですが、あさま山荘事件の総指揮官で、初代内閣危機管理室長でありました佐々淳行さんと、飛行機の中で1時間ばかりのお話しすることができました。

その中で、「北朝鮮はミサイルを3,000発ぐらい保有している。その照準は日本の軍事基地と原発である」とのことでありました。「島根原発なら、発射ボタンを押して7分で着弾する」と。

そこで、防災対策のもう1つの重点対策は、原発サイトに迎撃ミサイルを早急に配備することだと私は考えます。イージス艦での対応、イージスアショアでは、7分の間には間に合いません。市長さん、今、全国的に選挙戦に入ろうとしているときです。公約としての対応をアピールするときではないでしょうか。

以上です。

○上定会長

ありがとうございます。

それでは、中国電力からコメントをお願いいたします。

○中国電力 北野本部長

ご質問ありがとうございます。新規制では、航空機の意図的なテロということを想定して、色々な対応を今やっているとところでございます。これは現在、可搬型の設備で、いわゆる米国型、アメリカ型として既に配備しておりますし、固定式として、特定重大事故等対処施設、こちらを付けているところでございます。

先ほどおっしゃいましたように、想定はあくまで航空機テロではございますけれども、そもそも原子力発電所の原子炉建物、耐震補強等で従前より相当頑丈になってきており、相当な荷重に耐えられると思っております。

また、最終的には、格納容器が健全であれば放射性物質の放出が防護できるということで、テロが行われたあと可搬型、あるいは固定式の設備でもって原子炉を冷やしたり、放射性物質を閉じ込めるということ在必死でやってまいりますし、また、その上での大規模損壊というものも想定し、そういった状態になっても何ができるかということをあらかじめ検討して、非公開ではありますが、国の許可もいただいているところでございます。

特に軍事攻撃につきましては、なかなか原子力発電所事業者だけでは難しいところではございますが、ロシアのウクライナ侵攻も含め、現在、警察庁を中心として自衛隊、色々な各関係機関から情報交換、あるいは今後の活動について協議する会議体が設けられまして、色々な場面での協調した対応が今後検討されてまいっているものと認識しておりますので、引き続き色々な場면을想定しながら、事業者として最大限の対応をしてまいります。

以上でございます。

○上定会長

少しか私の方からも。行政の方での対応ということにも触れていただいたものと認識しております。基礎自治体だけでは、なかなか対応しきれない部分がございますので、他の自治体とも一緒になりまして、政府のほうに、いわゆるテロ対策等について働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

青山委員、もし何かおありになりましたら。

○青山委員

時間もありますので、それ以上のことを言っても仕方がないと思いますので。ただ、必要だったら東京のほうにコネクションがありますので、言ってください。

以上です。

○上定会長

ありがとうございます。

ほかにご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

石田委員、お願いします。

○石田委員

失礼します。石田と申します。中国電力さんは、中国地方で最大手の大企業さんでございまして、やっておられる事業も住民のライフラインに係る電気の販売ということで、私たちも中電さんのされること、おっしゃることを信用しないといけないとか、信頼すべきだなという思いはある一方で、今日、冒頭で北野本部長からお断り・お詫びがあったわけですが、その点について、最初に意見を述べさせていただいて、質問を2つさせていただきたいと思います。

実は、手元に過去の低レベル放射性廃棄物の処理に関する点検記録の偽造事案があったのですが、そのことに関して、当時の規制委員会の議事録があります。それによりますと、「当時、過去の記録の写しを用いて校正を実施したかのように記録を作成していた。これは一言で言ってしまえば偽装工作ですよね。だから、対象がそれほど重要なものでないからといって、偽装工作のようなことが行われるというのは、軽いもので行われているのだったら、それはいつか重要なもので行いかねないという見方だってあるわけで、安全文化の考え方からすれば、これは軽視すべきことではない」、これは当時の更田委員長の意見です。

それを受けて、この校正記録が4回失念したということを受けて、石渡明委員からは、「あ、そうなのですか。1回だけだったら忘れてしまったということかもしれませんが、4回続けてやったということ、やはり大問題だと思いますので、ここは

厳しく監視していただくよう、お願いいたします」、これが8年前の規制委員会の中で議論されたことなのです。

その後、色々なことがありました。冒頭で本部長がおっしゃったように、最近のことだけ見ても独占禁止法違反であったり、景品表示法に触れる内容であったり、あるいは顧客情報を不正閲覧するとか、経産省システムの閲覧をするとか、明らかに法に触れる、法に違反する行為がずっとここ最近だけでもたくさん起こっています。

そういうことからすると、本当に信頼したいのだけれども、本当に信用できない。そういう実態になっているということを最初に申し上げたいと思います。これは答弁はしないので、質問です。

先ほど説明いただいたのは、15ページに土石流の対策に伴って、連絡通路の設置工事というのがございますが、私も原発を案内していただいて見たことがあるのですが、行って素人目に思ったのは、現場はすごく高低差があります。1号機・2号機・3号機と、緊急用の電源だったりとか、それぞれすごく高低差があって、今回の説明だと、重大事故が発生して土石流が発生したときの要員用の通路だという説明なのですが、それは当然としても、土石流がこれだけ高低差が25mも40mもあると、方々で起こってきて、現場になかなか必要な車両が行けない、そういったことを十分考えられると思うのですけれども、その辺りの対策はどうなっているのかなというのがちょっとよく分からなくて、それを教えていただきたいということ。

もう1つは、信頼関係とは別に、この間、この中電のプラントの中で、作業中に事故がやはり相次いでいます。先日も、1月24日の中電さんの発表ですと、協力会社の社員が3ヵ月の重傷を負うという事故が起こっています。

このことについてですけれども、これは労働基準監督署へ届け出をされているのかされていないのか。多分されていると思いますけれども、されているとすれば、いつ、どこの会社、中電さんの名前なのか、協力会社の名前なのか。その日にちと報告された会社の名前を教えていただきたいなと思って、これは事実ですので、意見とかではなくて、教えていただきたいと思います。

以上です。

○上定会長

中国電力から回答をお願いします。

○中国電力 北野本部長

ご質問は、連絡通路の工事の件につきまして、色々な高低差があつて、現場にどうやって辿り着くのかというご質問が1つ。そして、もう1つが、1月に道路を平坦にする車両を運用する際に重傷災害が起こったということで、それに関する事実関係の確認というように捉えております。

まず、先ほどの15ページの連絡通路。こちらは、私ども緊急時対策所に、例えば夜・休日であっても、あそこに対策要員を抱えております。この対策要員が原子炉建屋側に移動する際の土砂崩れの支障となる場所として、今回15ページに示しているこの場所、こちらにつきましては、歩行ができないということでトンネル工事をするものでございます。

車両につきましては、こちらの緊急対策所以外にも分散配置して、それはいわゆる土石流の影響がない場所にもありますので、そちらの車両のところまで人員が移動して車両を原子炉建屋のほうに持っていくということで、あらゆる土石流が起こる箇所を想定しましても、確実に人間が歩いていって、車両を運転して、そういった可搬型で対応できるということを検証しております。

したがいまして、その辺りの運用は、今後、設置許可では許可いただいておりますが、今後、保安規定の変更認可申請の中で、国が最終的には確認されるということになっております。

2つ目の道路を平らにする際の事故の件でございますけれども、当然のことながら重傷災害でありまして、労働基準監督署からの確認も得ておりますし、その辺りは実際に警察関係、必ずこういった確認はなされます。

企業名につきましては、色々ありますので、まだ公表はできませんけれども、きちんとした対応をしております。

日付については、発電所長に代わります。

○中国電力 岩崎所長

発電所長の岩崎でございます。この事象でございますけれども、災害が発生いたしましたのは1月24日に発生いたしました。その時点では、足の腫れがまだ引かないということで、重傷災害なのかどうかも判断がつかなかったという状況でございます。

たけれども、1月27日に病院を受診した際に、約3ヵ月の入院加療ということで、重傷災害に該当すると判断いたしまして、それを受けて労働基準監督署のほうに報告しております。1月27日に報告しているものと認識してございます。

以上です。

○中国電力 北野本部長

いずれにしても、作業員の方も含めた労働災害を0にする目的で、しっかりと対応する中で、このような事故が起こったことにつきましては、誠にご心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。このようなことがないように、再発防止を含めてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○上定会長

石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員

報告は中電さんの名前なのですか。そうではないのですか。どうなのですか。

○上定会長

中国電力、お願いします。

○中国電力 北野本部長

当然、当社も対応しますが、最終的な報告はそちらの工事会社のほうになります。工事会社のほうから労働基準監督署に届け出がなされているということでございます。

○上定会長

石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員

中電さんが、要はその会社に発注された工事現場だったということで、それを受

けた会社の名前で報告がされたということの中電さんが確認されたということですね。
その会社の名前は公表できないのですか。その理由はなぜですか。

○上定会長

中国電力、お願いします。

○中国電力 北野本部長

すいません。この点につきましては、それぞれ各会社がありますので、当社としては公表しておりませんが、いずれにしてもしっかりと対応をしているところでございます。

以上です。

○上定会長

石田委員よろしいでしょうか。

○石田委員

はい。時間もありますので。

○上定会長

先ほど吉儀委員、手を挙げていらっしゃいましたか。お願いします。

○吉儀委員

吉儀と申します。工事状況の説明があつたのですが、3点について、それぞれに一体金額がいくらかかっているのかという点を伺いたいということと、それから、冒頭に北野本部長が今回の不適切な事案についてお詫びはされましたけれども、私はそれで済むという問題ではないと思うのです。結局、マスコミなどで国のほうから指摘をされて調査をするということで、最長でもわずか9ヵ月の実態、11万件ですか、そのような状況ですし、本来2016年に電力の自由化が始まっているわけですから、一体いつからそのような不適切な事案が、誰の指示で、何人の職員が関わったのかということ、そのようなことはしっかりと調査をして報告すべきだと思うのです。

今、また3割以上の電気代の値上がりということをこれから申請されるようすけれども、現在でも特にオール電化の家庭では、最近では電気代が倍になったというように、その上にまた値上げかというようにところで、本当に市民は今の中電のこれらの不適切事案に対する姿勢、そのようなもので怒っているのです。そういう点で、きちんとこれらのところを調査するという意思があるのかどうか。

特に私は、子会社からIDを聞き出して事業をやっているというような、もう犯罪ではないですか。そういう意味で、今後調査をする意思があるのか。それから、今後どのように対応されるのかを伺います。

○上定会長

中国電力、お願いします。

○中国電力 北野本部長

1つ目のご質問が、今回ご紹介した工事の費用。2つ目が、いわゆる今回の情報の閲覧の関係についての調査とか、そういったものを今後どうしていくのかというご質問であったと思います。

まず、工事でございますけれども、SA対策については1・2・3号機合わせて、現在把握しているだけで6,500（訂正：6,800億円の誤り）という数字はございますけれども、個別の工事費用につきましては契約があることでもございまして、相手方もありますので、この場で公表することは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の料金査定でも、こういった工事が適切になっているかは査定されているというところもございます。

2つ目、いわゆる今回の情報閲覧。大変数の多いものでございますし、本来これはネットワークと中国電力、この間で情報の遮断がきちんと行われていなければならないという前提の下にやってきたわけでございますけれども、お客様台帳等の顧客センター業務の中でお客様の対応をしていくわけでございますけれども、その中にはネットワークから委託された仕事もございます。そういった関係で、しっかりとシステムをつくり上げる中でマスキング処理を施すというのが本来の姿で、これは相当やっておりましたが、その中の一部にマスキング漏れがあったというのがまず第一。

そして、先ほどのIDの話でございますけれども、太陽光発電のいわゆる料金の算

定、そして賦課金の支払い、その他、実はネットワークが分かれる前までは中国電力がずっとやっております、分かれた以降は、新規のものはネットワークがやっておりますが、それ以前に当社が対応したものについては引き続き当社が対応するという、ちょっと分社化された前と後でお客様の対応が違うというところがございます。

そういった太陽光の設備につきまして、実際にどのような設備になっているかというところの検証が非常に難しくなっております、本来やってはいけないということがありながらも、正確を期す上で見に行ったという調査報告が出ております。

いずれの事案も、いわゆる新電力さんなどとの競争に有利に働くよう、営業目的に使ったというものではございませんで、お客様の情報をしっかりと同社として把握する上でやったというように調査結果が出ておりますが、公益性の中では、それは禁じられているということも事実でございます。

現在、そのようなシステムも順次直しながら、また、調査は約1年にわたってやるように指示を受けておりますので、それをどんどん行っているところでございます。自動的にシステムが出てしまう部分がほとんどでございますので、それをどう活用したかというところをしっかりと検証しながら、当然、遡っても件数だけは出てまいりますけれども、やっていることは同じでございます。

まずはこういった形で行われていたか、営業目的に使っていないか、そして最終的にどのような対策を敷くか、これを監視等委員会なり色々なところに報告して指導を仰ぐということを今後実施してまいります。

調査については、それを踏まえて、拡大する場合は拡大しますし、いずれにしても、まずはしっかりとしたそういった要因を国に報告することが先だというように考えております。

以上でございます。

○上定会長

吉儀委員、いかがでしょうか。

○吉儀委員

不本意というか、妨害する目的はなかったというような形でおっしゃるのですけれども、それを本当に担保するような、今までの中電さんの姿勢というのが、どうして

も市民にとっては疑念を持ってしまうという点があるのです。そういう意味で、しっかりと調査をして、市民に納得できるように今後説明していただけるでしょうか。

○上定会長

中国電力、お願いします。

○中国電力 北野本部長

いずれにしても、まず、規制の行為の中でございますので、国、あるいはいわゆる個人情報保護については消費者庁側になると思いますけれども、そういったところにしっかりとご説明して、検査も受けて、一通りの調査が終わった段階で、またどういった形かは別にして、きちんにご説明をさせていただきたいというように思っております。

以上です。

○上定会長

時間の都合もありまして、もし議題（１）、ご質問がおありになりましたら、あとお一方だけ受け付けさせていただきますが、いかがでしょうか。

……………質問・意見なし……………

よろしければ、議題（２）に移らせていただきます。令和４年度原子力防災訓練の結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

失礼いたします。恐れ入りますが、右肩に資料ナンバーが振ってございませんけれども、A4の横でホッチキ止めしております令和４年度松江市原子力防災訓練の結果についてという資料を基にご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、１番目の概要でございます。（１）はじめにでございますが、本市では原子力災害の発生に備えて地域防災計画、あるいは原子力災害広域避難計画を策定しております。この計画等に基づきまして、発電所から30km圏内の２県６市の合同による原子力防災訓練を毎年実施しております。

今年度は行政機関の初動対応訓練、そして住民の皆様の参加による避難訓練等を行

いまして、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえました本市の対応を確認・検証して、課題の抽出を行ったところでございます。

(2) の実施日と主な訓練でございます。2 日に分けて行っておりまして、まず、11 月 7 日（月）には初動対応訓練、あるいは本庁・支所の災害対策本部設置運営訓練、そして広報活動訓練、鹿島地区で PAZ の在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練等を実施いたしました。

また、11 月 12 日（土）には、UPZ の住民の方の広域避難訓練といたしまして、大野地区の方に飯南町、八束地区の方に岡山県総社市のほうへ避難をいただく訓練を実施いたしました。

参加者数は、住民の方、あるいは各消防団の方にお世話になりまして、記載のとおり、多くの方にご参加をいただいたところでございます。

訓練のポイントといたしましては、下のほうを四角で囲っておりますが、1 つ目は、中国電力から配備されました福祉車両を用いて、避難行動要支援者の方を想定した避難誘導訓練を鹿島地区で実施いたしました。

2 つ目としましては、本市としては初めてとなります住民の方の自家用車による広域避難訓練を大野地区で実施いたしました。

次のページでございます。主な訓練別の結果といたしまして、(1) 初動対応訓練等につきましては、例年、市の関係機関、あるいは国・県との合同で行っております会議を今年度も行ったところでございます。

(2) の広報活動訓練につきましては、12 日の広域避難訓練に合わせまして、市内全域を対象に緊急速報メールを発出するとともに、以下記載しておりますような様々な手段により、広報を行ったところでございます。

(3) の関係機関等への情報伝達訓練でございます。これは例年実施しておりますが、学校や公民館に対して、防災行政無線や FAX により連絡を行ったものでございます。

おめくりいただきまして、続いて (4) の在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練でございます。7 日（月）に実施いたしましたが、まず、鹿島支所において災害対策本部会議を開催し、要支援者の避難、住民への広報などの対応を確認して決定いたしました。

次に、避難に時間のかかる要支援者の方を想定して、市の職員と地区の防災組織の

方が住民の方のお宅を訪問の上、避難の可否や福祉車両等の必要な避難手段の聞き取りを行い、避難することで、かえって健康リスクが高まると想定する方などは、あとむ苑のほうに搬送するという訓練を行いました。

訓練によりまして、中国電力が配備した福祉車両の要請や搬送手順、あるいは地区の防災組織及び中国電力との連携を確認することができたところでございます。

また、訓練に併せまして、鹿島地区の方に避難計画の説明や福祉車両の紹介、あるいは海上保安庁と陸上自衛隊による避難訓練等をご視察いただきました。

鹿島地区での参加いただいた人数は、その下の四角の囲みに書いてあるとおりでございます。

次のページの（５）広域避難訓練でございます。これは 12 日（土）に、先ほど言いました大野地区の方、八束地区の方に避難をいただいたものでございます。参加者の方は、住民広報を確認いただいた上で、自家用車又はバスにより避難先へ避難いただきました。

また、一時集結所では、先ほど言いました感染症対策としまして、市の職員が健康確認を行い、乗車の受付、安定ヨウ素剤の配布を行いました。

その下の表のところに細かく書いておりますけれども、大野地区のほうはバス 3 台と自家用車 10 台、八束地区のほうはバス 3 台で避難をいただきまして、それぞれ避難退域時検査というのを受けていただいた上で避難経由所のほうへ行っていただき、避難所のほうで運営訓練を行ったところでございます。

おめくりいただきまして、続けてでございますが、避難の途中では、今言いました避難退域時検査を行いまして、避難経由所では退域時検査済証を確認して、避難車両を誘導する避難所への誘導等が行われたところでございます。

飯南町の避難所のほうでは、テントの設営、あるいは避難生活のルールの話し合いや飯南町の町勢紹介をいただいたところでございます。

また、総社市におきましては、同じく避難生活のルールの話し合いとペットの同行避難の受け入れ方法の紹介などが行われまして、松江市と中国電力から講演を行ったところでございます。

訓練によりまして、広域避難計画、あるいは県が作成した感染症マニュアルや避難先自治体の方におつくりいただいている受け入れマニュアル等の手順に問題がないか確認ができたところでございます。

なお、一時集結所等での受付に時間を要したことなどから、手順や資機材の見直しを行うこと、また、自家用車避難では、降車されるインターチェンジを間違われるなどのケースがありましたので、訓練におきましても、より分かりやすい避難方法とすることを検討してまいりたいと思っております。

次のページ、3の訓練後の取り組みでございます。(1)市報への折り込みといたしまして、原子力防災訓練の結果を今年の市報2月号のほうに折り込みをして配付をいたしました。

また、先月の19日に2県6市、あるいは関係機関の会議において、訓練の振り返りを行って、外部機関による評価結果・アンケート結果などを公表いただいたところでございます。

(3)今後の方針でございます。本市の方針でございますが、来年度以降、より多くの住民の方が参加・経験いただけるよう、市独自の訓練の実施を含めまして、訓練の実施日や実施規模の調整を行ってまいりたいと思っております。

また、訓練から得られた成果などを基に、広域避難計画などの修正を適宜行ってまいりたいと思っております。

おめくりいただきまして、そこから先は、参加いただいた住民の方のアンケート結果を載せておりますので、これは後ほどご一読いただければと思いますが、基本的に多くの方が、訓練に参加することで、計画の内容を理解いただけたというご意見が多かったと思っておりますので、やはり訓練などの機会を通じてお知らせをしていくということが重要だということで考えております。

説明のほうは以上でございます。

○上定会長

事務局から説明のありました議題(2)につきまして、ご質問・ご意見等がありになりましたら、挙手にてお願いいたします。

山崎委員。

○山崎委員

PAZ内の在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練等をされたということで、これを見ますと、要支援者役の住民が5名ということです。そういうことから、PAZ内の地区

の要支援者の方が何人いらっしゃって、そういう方々の避難の完了にどのくらい時間がかかるというようにシミュレーションされたのでしょうか。

1月19日に評価会議があったということですので、訓練から色々導き出されることはあると思いますので、そういうところを教えていただきたいと思います。

また、大野地区で自家用車で避難された方が、自家用車10台ということなのですが、けれども、あと、インターチェンジの降りるところを間違えた方がいたという報道もありますし、先ほども報告がありましたけれども、例えば10台の運転される方に事前に説明をされたのか、全然説明なしに避難経路の紙だけで行かれたのかなど、その辺りも教えていただきたいと思いますし、例えば大野地区だけでも自家用車で避難される方が推定何台あって、それがこのルートで行くと、例えばどのような渋滞状況が起きるのかとか、すべての方が避難されるのにどのくらい時間がかかるというようにシミュレーションされているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○上定会長

事務局、回答をお願いします。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

お答えいたします。まず、1つ目のPAZの今回の訓練、5名の方にあとむ苑のほうへ行っていました。実は訓練の前段といいますか、まずは市の職員と地区の防災の方で回ったお宅というのは、写真のあるところの上の参加者のところの要支援者役の住民ということで、40名の方、40軒ほどまず回って色々お聞きしたところでございます。その中で、更に5名の方には、遠くへただちに避難すると危険が高まるという役をしていただきまして、あとむ苑のほうへ避難をいただいたところでございまして、うちのほうの島根地域の緊急時対応のほうでまとめておりますけれども、最終的には、PAZで今回行った5名のような方は75名おられるということで想定をしておりまして、こういった方を今回配備された中国電力の福祉車両ですとか、あるいは元々島根県のほうで用意いただいているものを利用して、例えばあとむ苑などへ屋内退避をいただくという計画でございまして、それぞれ75名の方のところへお伺いすることに、それほど時間がかかるとは思っておりませんので、まずは聞き取りをして、そういった方については速やかに車両の手配を行います、その方のいわゆる体

のケア、そういったものの準備が整った上で搬送するということにしておりますので、時間が直ちにどうということは今は言えないところでございます。

それから、大野地区のほうの自家用車避難につきましては、今回、自家用車避難を初めて行うということでございまして、やはり今回、ご自身の車で避難いただくということと、事故があったとき、本人の保険で参加をいただくということでお願いをしておりますので、そういったところの説明を兼ねまして、一度避難計画の説明を、そのことを兼ねて実際は行っております。

それから、大野地区のほうで自家用車で避難をされる方、大体大野地区に限りませんけれども、恐らく全人口の9割弱の方が自家用車で避難をされると思っておりまして、もちろん1人1台ではございませんので、相乗りをしていただくということで、例えば大野地区ですと、その計算によりますと、1,000人程度の方が車、100名ちょっとの方がバスで行かれるというような想定をしております。

以上でございます。

○上定会長

山崎委員、いかがでしょうか。

○山崎委員

やはり避難訓練でどのくらい時間がかかって、どういう状況があったかということに基づいて、全体のシミュレーションを出していただきたいなというように思います。そういう専門家もいらっしゃると思いますので、高専のほうに先生がいらっしゃるのではないかなと。過去にそういう渋滞状況の研究をされた先生がおられたように思うのですが、やはり具体的にどうなるかということのシミュレーションを専門機関のようなものでもつくっていただかないと、要支援者5名、しかも、それも役の方ということで、何か得るものがあるかという、なかなかそれはちょっと、あくまでも台本に沿った訓練というようにどうしてもなりますので、実際、本当にどうなるのかということをやむを避けて研究していただきたいし、そういうところにチームというか、そういうものをつくっていただきたいなというように思います。

○上定会長

事務局からコメントがありますか。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

シミュレーションにつきましては、以前も自家用車でいわゆる一般の方、要支援者ではない方が避難した場合のシミュレーションというのは、一度島根県のほうで行っていただいておりますので、そういったものを再度やっていただくようお願いをしまいたいと思います。

今回、要支援者役の方に確かにお願いをしたのですが、実際、訓練そのものを、今回そういった本当の方をお願いするのは、非常に訓練でやるのはリスクが大きいというところと、まずは今まで色々なご意見をいただいている中で、要支援者の方がどういう手順で、どのように自分が避難するか分からないというご意見をたくさんいただいておりますので、まずはこういう手順でやっていくということを訓練で行いまして、それを地区の方へご紹介をして、そういった方にもこちらの計画が届くような形で、今後も訓練を継続してまいりたいと思います。

○上定会長

山崎委員。

○山崎委員

先ほどのお答えの中で、75名の要支援者がいると。そして、それほど時間がかかるとは思っていないと言われましたけれども、かかると思います。

中電から提供された車両も今は各施設に置いてあって、そこで使っているものも多いと聞きますし、運転手の確保から、誰もが福祉車両を運転できるわけではありませんし、お一人お一人の状態も違いますし、これはなかなか大変なことだと思いますよ。ですから、しっかりそのところは軽く考えないでいただきたいなというように思います。

以上です。

○上定会長

ほかにご意見おありになりましたら、時間の都合がございまして、もうお一方だけ。

樋野委員。

○樋野委員

樋野です。私は医療機関に勤めていまして、実際、島根民医連から福島にずっと入りまして、実際に避難をされていたときの問題点をいくつかお聞きしまして、そのことをちょっとお話したいのですけれども、1つは、浪江町から福島に避難する際に国道114号線が大渋滞を起こして、結局、福島に行くまでに具合が悪くなった人たちを地元の診療所が急遽体育館を開放して、そこで診療と、あと、自分の薬を持って出なかった人たちの薬の手配を実際にされて、その診療所で手厚い医療を緊急の体育館で提供したということもありまして、避難を想定するのであれば、途中でそういう拠点、命を守る拠点、体育館を臨時に開放して暖を取るとか、休息させる、食事を取らせる、そういうところも確保してないといけないのではないかなと私は思います。

もう1つは、大渋滞の中でガス欠が起こるのです。ガス欠が起こると、そこから先に後ろの車は進めなくなってしまうのです。その場合に、誰がそのエンストした車に燃料を届けるのかということがある。

ですから、実際に福島に行って聞くと、非常に避難というのは明るい話題ではなくて、行った人たちのあとの話は、非常に困難さがすごくあったということ言われていまして、やはり人を避難させるということは、そこまで考えて、やはり色々なシミュレーション、先ほど山崎さんも言われましたけれども、想定外のことが絶対起こるのです。ですから、そのことも含めて、やはりきちんと行政・国・県・市だけではなくて、色々な人の色々な話も聞きながら想定していただきたいなど。情報提供といいですか、発言させていただきました。

以上です。

○上定会長

事務局よりコメントをお願いします。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

ご意見ありがとうございました。当然、我々も福島の事故を踏まえて色々検討はしておりますけれども、おっしゃるように、まだ細かいところ、気付かないところもあ

るかもしれません。

今回、今おっしゃった非常に重篤な方というのは、やはりすぐ避難等は難しいです
ので、地区内の放射線防護対策がしてある施設で、ある程度十分な準備が整うまで屋
内退避ということで考えておりますが、一般の方も、おっしゃるようにガソリンとか、
ちょっとした体調不良がございますので、今回、実は大野地区のほうの自家用車避難
を行った際に、島根県のほうで支援ポイントというのを設けていただいた訓練を行い
ました。

ただ、ポイントを設けることは既に決めてはいたのですが、やはり具体的にどうい
うものが必要かというのは、これから詰めていかないといけないところもありますの
で、今回参加いただいた方ですとか、樋野さんがおっしゃるような災害に遭われた方
のご意見も聞いて、そちらのほうの充実も図ってまいりたいと思います。

○上定会長

樋野委員、よろしいでしょうか。

○樋野委員

はい。

○上定会長

それでは、時間の都合もございまして、お手元にご質問を書きいただく用紙がご
ざいますので、質疑がおありになる方におかれましては、後日、回答させていただき
たく、質問用紙にてご質問をいただければと思っております。

議題（3）その他ですが、事務局、何かありますでしょうか。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

ございません。

○上定会長

それでは、以上にて本日の議事は終了とさせていただきます。

繰り返しになりますが、委員の皆様には、お忙しいところお出かけいただきまして、

本当にありがとうございました。

今回、初めての自家用車の避難を伴う広域的な訓練もさせていただいているところでございまして、更に市民の皆様に安心・安全を感じていただけるように取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、ぜひご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 成瀬原子力安全対策課長

そうしますと、最後に事務連絡でございます。

アンケートにつきましては、出口で事務局により回収させていただきますので、お帰りの際にお持ちいただきたいと思います。

また、質問用紙につきましては、本日でなくても、概ね1週間後の2月28日までのところで事務局へご提出いただきますよう、お願いいたします。

また、島根県のほうで作成されました環境放射線等調査結果の冊子を出口のところに置いておりますので、必要な方はご自由にお持ち帰りください。

お帰りの際は、出入り口の混雑が予想されますので、周りの方と距離を保ってご移動いただきますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度第2回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。